

第8 参 考 资 料

1 徴税用機動力調

平成31年4月1日現在

所属	区分	普通自動車	軽自動車
東	部	5 台	18 台
徳	島	3	14
吉野	川	1	3
自動車	税	1	1
南	部	0	3
西	部	0	6
税務	課	0	0
	計	5	27

2 県税収納機関数調

平成31年4月1日現在

局・庁舎等	区分	指定金融機関	指定代理金融機関	収納代理金融機関	ゆうちょ銀行 郵便局	計
東	部	44	44	99	130	317
徳	島	38	38	86	105	267
吉野	川	6	6	13	25	50
南	部	12	11	26	52	101
西	部	10	5	22	48	85
県	外	18	18	410	—	446
	計	84	78	557	230	949

3 県民の租税負担額調

区分	年度	26	27	28	29	30
国 税	税 収 入 額(千円)	162,714,200	169,595,042	165,202,937	172,295,863	175,264,000
	1 人 当 負 担 額 (円)	213,012	224,411	220,216	231,781	237,977
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	528,324	554,678	537,088	558,901	566,897
県 税	税 収 入 額(千円)	75,719,534	77,008,735	76,620,340	78,434,385	78,112,905
	1 人 当 負 担 額 (円)	99,126	101,899	102,135	105,514	106,063
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	245,857	251,865	249,099	254,429	252,658
市 町 村 税	税 収 入 額(千円)	104,164,358	99,092,166	99,212,538	100,677,321	101,738,548
	1 人 当 負 担 額 (円)	136,363	131,121	132,251	135,436	138,143
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	338,216	324,091	322,548	326,582	329,076
計	税 収 入 額(千円)	342,598,092	345,695,943	341,035,815	351,407,569	355,115,453
	1 人 当 負 担 額 (円)	448,501	457,431	454,602	472,731	482,183
	1 世 帯 当 負 担 額 (円)	1,112,396	1,130,634	1,108,735	1,139,912	1,148,631
人	口 (人)	763,873	755,733	750,185	743,356	736,475
世	帯 数 (世帯)	307,982	305,754	307,590	308,276	309,164

- (注) 1. 市町村税は国民健康保険料(税)を除いたものである。
 2. 人口及び世帯数は各年度10月1日現在の推計値である。
 3. 国税の税収入額は高松国税局調べによる。

4 平成30年度 利子割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	100,279	上勝町	298	北島町	8,595
鳴門市	19,289	佐那河内村	513	藍住町	11,789
小松島市	11,862	石井町	7,730	板野町	3,676
阿南市	23,910	神山町	968	上板町	3,149
吉野川市	10,766	那賀町	1,986	つるぎ町	2,022
阿波市	9,092	牟岐町	921	東みよし町	3,716
美馬市	7,634	美波町	1,534		
三好市	6,704	海陽町	1,870		
勝浦町	1,266	松茂町	5,614	計	245,183

5 平成30年度 配当割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	268,394	上勝町	802	北島町	23,009
鳴門市	51,501	佐那河内村	1,376	藍住町	31,557
小松島市	31,746	石井町	20,705	板野町	9,828
阿南市	64,080	神山町	2,587	上板町	8,415
吉野川市	28,792	那賀町	5,304	つるぎ町	5,403
阿波市	24,353	牟岐町	2,452	東みよし町	9,938
美馬市	20,428	美波町	4,103		
三好市	17,928	海陽町	5,005		
勝浦町	3,392	松茂町	15,010	計	656,108

6 平成30年度 株式等譲渡所得割交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	232,018	上勝町	695	北島町	19,891
鳴門市	44,289	佐那河内村	1,189	藍住町	27,280
小松島市	27,432	石井町	17,924	板野町	8,476
阿南市	55,551	神山町	2,225	上板町	7,246
吉野川市	24,844	那賀町	4,563	つるぎ町	4,655
阿波市	21,084	牟岐町	2,093	東みよし町	8,572
美馬市	17,650	美波町	3,537		
三好市	15,472	海陽町	4,325		
勝浦町	2,933	松茂町	12,943	計	566,887

7 平成30年度 地方消費税交付金交付状況

(1) 一般財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	2,984,767	上勝町	16,221	北島町	219,361
鳴門市	598,067	佐那河内村	18,534	藍住町	330,661
小松島市	393,679	石井町	238,353	板野町	131,996
阿南市	800,160	神山町	48,166	上板町	104,442
吉野川市	387,340	那賀町	83,706	つるぎ町	91,689
阿波市	321,055	牟岐町	42,207	東みよし町	130,993
美馬市	294,688	美波町	65,304		
三好市	278,208	海陽町	90,372		
勝浦町	49,772	松茂町	185,304	計	7,905,045

(2) 社会保障財源分

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	1,904,473	上勝町	11,378	北島町	165,332
鳴門市	435,328	佐那河内村	16,858	藍住町	255,049
小松島市	285,462	石井町	188,490	板野町	98,391
阿南市	537,846	神山町	39,037	上板町	88,676
吉野川市	305,431	那賀町	61,885	つるぎ町	65,752
阿波市	274,023	牟岐町	31,370	東みよし町	107,820
美馬市	224,664	美波町	52,236		
三好市	197,668	海陽町	68,376		
勝浦町	39,045	松茂町	111,989	計	5,566,579

8 平成30年度 ゴルフ場利用税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	31,696	阿波市	31,605	神山町	16,236
鳴門市	42,343	美馬市	10,467	上板町	3,570
阿南市	22,233	三好市	8,861	計	167,011

9 平成30年度 特別地方消費税交付金交付状況

該当なし

10 平成30年度 自動車取得税交付金交付状況

(単位：千円)

市町村名	交付額	市町村名	交付額	市町村名	交付額
徳島市	131,565	上勝町	9,847	北島町	13,224
鳴門市	44,553	佐那河内村	10,445	藍住町	21,185
小松島市	22,323	石井町	19,411	板野町	18,176
阿南市	57,151	神山町	19,472	上板町	13,980
吉野川市	46,298	那賀町	19,686	つるぎ町	19,443
阿波市	51,783	牟岐町	5,468	東みよし町	21,755
美馬市	51,087	美波町	8,469		
三好市	54,620	海陽町	14,110		
勝浦町	10,274	松茂町	10,209	計	694,534

11 平成30年度 特別徴収義務者に対する交付金交付状況

(単位：円)

局・庁舎	区分	ゴルフ場利用税		軽油引取税	
		交付人員	交付額	交付人員	交付額
東	部	10	370,500	84	128,016,400
	徳島	8	287,800	79	126,021,900
	吉野川	2	82,700	5	1,994,500
南	部	2	69,000	5	1,786,900
西	部	2	56,600	3	6,151,200
計		14	496,100	92	135,954,500

12 不均一課税及び課税免除の適用状況（減収補てん額）

(単位：千円)

区分 年度	新産区域内 不均一課税	低開発地域内 課税免除		過疎地域内 課税免除		農工地区内 課税免除		リゾート地区 内課税免除	企業立地 課税免除	地方活力向上地 域内課税免除等		計
	不動産 取得税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	事業税	不動産 取得税	不動産 取得税	不動産 取得税	事業税	
S 60		19,274	15,493		108							34,875
S 61		1,858	38,239		261							40,358
S 62		38,929	9,010	3,617								51,556
S 63		18,355	31,870	3,830	36,632							90,687
H 元		4,801	42,028	1,048	23,663							71,540
H 2	9,443	6,173	33,138	921		645	89					50,409
H 3		10,085	30,728	12,060	15,518		462					68,853
H 4		21,481	34,145	4,062	30,888							90,576
H 5	39,209	8,155	16,698		59,635							123,697
H 6		861	13,256	38,168	27,971							80,256
H 7		9,098	10,140	10,305	51,437							80,980
H 8		24,029	12,819	21,833	59,811							118,492
H 9		897	495	2,973	50,725							55,090
H 10	30,310	616	8,430		51,912							91,268
H 11		6,893	3,978	1,371	1,192							13,434
H 12	104,294	46,931	34,832	2,937	447							189,441
H 13	28,913		54,143	3,347	458			124,068				210,929
H 14	557,806	35,469	54,419	18,964	2,063							668,721
H 15	38,272		17,485	5,169	1,230							62,156
H 16			3,117		657							3,774
H 17		1,893	2,122	589	2,468							7,072
H 18		1,900	8,252	2,179	570							12,901
H 19			1,692	7,927	7,103							16,722
H 20				2,941								2,941
H 21				477	119							596
H 22			△ 515			8,638	1,576					9,699
H 23				349								349
H 24				1,210								1,210
H 25				2,442					9,727			12,169
H 26				3,347	1,101				25,875			30,323
H 27					653				4,729			5,382
H 28									14,745			14,745
H 29				10,669	5,583							16,252
H 30					7,384				11,858			19,242
R 元				515	10,788				37,466	2,004		50,773

※企業立地課税免除は地域未来課税免除へ制度変更

13 平成30年度都道府県税の決算見込額調

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	予 算 額		調 定 額		収 入 額		収 入 歩 合	
	税 額	前年比	税 額	前年比	税 額	前年比	30年度	29年度
総 額	18,143,071,896	99.1	18,562,485,451	99.5	18,327,989,996	99.6	98.7	98.6
北海道	595,327,514	97.3	604,914,007	96.7	595,428,159	96.9	98.4	98.2
青森	142,662,839	77.5	144,854,136	77.7	142,930,479	77.6	98.7	98.9
岩手	134,169,000	102.9	136,049,350	102.3	134,226,826	102.2	98.7	98.7
宮城	298,765,000	95.3	302,596,885	95.2	299,032,794	95.3	98.8	98.7
秋田	92,097,041	102.6	93,612,593	101.7	92,415,897	102.0	98.7	98.5
山形	111,300,000	99.9	112,999,118	99.9	111,682,392	99.9	98.8	98.8
福島	238,482,508	99.4	243,256,946	99.5	238,888,731	99.4	98.2	98.3
茨城	382,556,888	101.3	388,201,305	101.1	382,972,298	101.3	98.7	98.5
栃木	249,500,000	100.8	252,576,604	99.7	248,853,152	100.0	98.5	98.3
群馬	248,300,000	102.5	252,470,811	101.8	248,573,382	102.0	98.5	98.3
埼玉	765,400,000	98.1	782,774,606	97.6	768,576,451	98.0	98.2	97.8
千葉	978,502,000	101.8	1,002,161,477	101.0	984,657,252	101.2	98.3	98.1
東京都	4,135,212,033	105.2	4,127,153,352	104.0	4,088,293,260	104.1	99.1	98.9
神奈川県	1,155,907,096	91.3	1,168,560,176	90.5	1,152,816,197	90.6	98.7	98.6
新潟	260,514,000	98.1	263,172,693	98.1	260,723,964	98.1	99.1	99.0
富山	139,663,000	101.4	143,290,365	101.1	140,933,813	101.2	98.4	98.2
石川	151,033,935	102.3	157,405,492	103.3	155,022,856	103.5	98.5	98.3
福井	116,392,254	104.6	119,467,967	104.2	118,096,865	104.5	98.9	98.6
山梨	95,654,282	101.8	98,301,541	102.1	97,030,882	102.6	98.7	98.3
長野	234,713,236	101.4	237,698,982	101.3	235,221,682	101.5	99.0	98.8
岐阜	242,900,000	102.5	249,893,149	101.7	245,264,339	101.8	98.1	98.0
静岡県	483,600,000	97.6	490,230,679	96.8	483,849,829	97.0	98.7	98.5
愛知県	1,219,800,000	103.1	1,241,337,020	102.7	1,227,508,460	103.0	98.9	98.7
三重	263,099,000	109.3	269,172,722	107.7	265,932,511	108.0	98.8	98.6
滋賀	169,313,300	102.8	173,366,945	102.4	170,038,221	102.7	98.1	97.9
京都	267,684,000	92.9	270,312,137	92.9	267,480,821	93.0	99.0	98.8
大阪	1,460,943,000	97.9	1,472,057,915	97.2	1,456,952,831	97.1	99.0	99.0
兵庫	522,299,825	72.2	720,916,553	98.0	710,644,900	98.2	98.6	98.4
奈良	119,500,000	99.3	122,514,901	99.0	120,029,890	99.2	98.0	97.8
和歌山	93,127,000	100.3	95,141,829	99.7	93,677,219	99.8	98.5	98.3
鳥取	53,047,064	97.8	53,871,215	97.5	53,327,956	97.7	99.0	98.8
島根	68,344,064	101.5	68,870,033	100.8	68,381,128	100.9	99.3	99.2
岡山	232,317,092	97.6	237,507,894	98.2	234,419,472	98.4	98.7	98.6
広島	330,049,000	96.7	338,266,791	96.1	332,955,507	96.2	98.4	98.3
山口	177,829,026	101.7	181,131,637	99.8	179,080,975	99.9	98.9	98.8
徳島	76,500,000	100.5	78,999,274	99.4	78,112,905	99.6	98.9	98.7
香川	123,689,011	101.0	125,740,283	100.2	124,256,454	100.3	98.8	98.7
愛媛	148,400,000	100.3	149,779,088	100.0	148,452,486	100.2	99.1	98.9
高知	65,778,951	101.6	65,958,432	100.5	65,282,396	100.7	99.0	98.8
福岡	625,010,170	97.2	637,186,073	96.9	628,313,569	97.0	98.6	98.5
佐賀	88,310,000	103.9	90,132,289	103.3	89,155,505	103.5	98.9	98.7
長崎	121,062,443	103.9	122,722,985	103.6	121,211,454	103.7	98.8	98.7
熊本	160,639,275	97.1	163,235,734	95.0	160,868,515	95.0	98.5	98.6
大分	124,547,000	100.3	126,213,269	100.2	124,606,585	100.3	98.7	98.6
宮崎	100,700,000	102.4	102,498,582	101.9	101,256,578	102.2	98.8	98.5
鹿児島	148,922,923	100.3	151,669,853	100.2	149,484,436	100.2	98.6	98.5
沖縄	129,507,126	104.0	132,239,763	103.0	131,067,723	103.4	99.1	98.8

(注) 前年比及び収入歩合については、小数点以下第2位を四捨五入した。

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	個人道府県民税(均等割および所得割)			個人道府県民税(配当割)			個人道府県民税(株式等譲渡所得割)		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	4,716,137,801	4,540,418,399	96.3	144,693,555	144,693,567	100.0	121,813,298	121,813,298	100.0
北海道	145,823,926	139,820,646	95.9	2,134,988	2,134,988	100.0	1,842,211	1,842,211	100.0
青森	35,491,289	33,790,225	95.2	341,464	341,464	100.0	273,429	273,429	100.0
岩手	37,150,698	36,011,937	96.9	404,063	404,063	100.0	375,689	375,689	100.0
宮城	65,513,642	62,600,204	95.6	1,196,111	1,196,111	100.0	1,024,209	1,024,209	100.0
秋田	26,786,174	25,801,666	96.3	307,141	307,141	100.0	275,824	275,824	100.0
山形	32,864,730	31,738,276	96.6	454,211	454,211	100.0	411,163	411,163	100.0
福島	63,691,818	60,841,612	95.5	969,636	969,636	100.0	760,657	760,657	100.0
茨城	110,401,897	106,443,461	96.4	2,353,051	2,353,051	100.0	2,028,064	2,028,064	100.0
栃木	74,669,996	71,330,065	95.5	1,530,303	1,530,303	100.0	1,379,215	1,379,215	100.0
群馬	71,827,334	68,620,520	95.5	1,571,050	1,571,050	100.0	1,305,032	1,305,032	100.0
埼玉	289,144,162	276,848,007	95.7	7,386,240	7,386,252	100.0	6,786,080	6,786,080	100.0
千葉	264,331,677	250,319,271	94.7	7,577,899	7,577,899	100.0	6,975,009	6,975,009	100.0
東京	899,533,103	871,994,362	96.9	31,841,226	31,841,226	100.0	25,950,037	25,950,037	100.0
神奈川	336,155,556	325,064,850	96.7	13,490,020	13,490,020	100.0	11,825,881	11,825,881	100.0
新潟	59,389,151	57,351,954	96.6	1,517,945	1,517,945	100.0	1,172,988	1,172,988	100.0
富山	39,589,164	37,837,535	95.6	1,075,999	1,075,999	100.0	899,151	899,151	100.0
石川	42,722,042	41,005,246	96.0	910,079	910,079	100.0	907,538	907,538	100.0
福井	28,436,692	27,289,950	96.0	716,174	716,174	100.0	616,540	616,540	100.0
山梨	29,680,097	28,695,786	96.7	628,919	628,919	100.0	527,665	527,665	100.0
長野	70,887,383	68,906,041	97.2	1,537,480	1,537,480	100.0	1,288,462	1,288,462	100.0
岐阜	74,288,265	71,187,345	95.8	1,828,766	1,828,766	100.0	1,556,825	1,556,825	100.0
静岡	122,491,261	117,139,624	95.6	3,468,265	3,468,265	100.0	3,464,713	3,464,713	100.0
愛知	303,476,365	292,052,915	96.2	12,583,061	12,583,061	100.0	9,538,365	9,538,365	100.0
三重	69,551,122	66,859,484	96.1	1,994,017	1,994,017	100.0	1,600,796	1,600,796	100.0
滋賀	53,845,468	51,843,167	96.3	1,307,002	1,307,002	100.0	1,209,333	1,209,333	100.0
京都	72,377,493	70,436,633	97.3	3,721,506	3,721,506	100.0	2,840,369	2,840,369	100.0
大阪	284,912,251	274,579,920	96.4	11,910,194	11,910,194	100.0	10,100,939	10,100,939	100.0
兵庫	199,125,206	190,784,683	95.8	9,069,284	9,069,284	100.0	7,171,997	7,171,997	100.0
奈良	49,913,665	48,257,678	96.7	2,479,570	2,479,570	100.0	1,990,024	1,990,024	100.0
和歌山	28,946,494	28,049,133	96.9	1,063,407	1,063,407	100.0	885,058	885,058	100.0
鳥取	16,180,026	15,770,954	97.5	382,352	382,352	100.0	298,870	298,870	100.0
島根	20,264,325	19,883,639	98.1	407,658	407,658	100.0	352,021	352,021	100.0
岡山	53,554,261	51,352,548	95.9	1,883,126	1,883,126	100.0	1,526,470	1,526,470	100.0
広島	86,349,469	82,710,877	95.8	2,683,844	2,683,844	100.0	1,939,893	1,939,893	100.0
山口	45,889,189	44,258,126	96.4	1,117,838	1,117,838	100.0	1,015,712	1,015,712	100.0
徳島	23,067,506	22,440,957	97.3	1,104,718	1,104,718	100.0	954,044	954,044	100.0
香川	33,314,867	32,139,832	96.5	1,182,536	1,182,536	100.0	876,948	876,948	100.0
愛媛	41,138,553	40,142,378	97.6	1,031,769	1,031,769	100.0	868,236	868,236	100.0
高知	20,994,534	20,467,465	97.5	437,874	437,874	100.0	395,134	395,134	100.0
福岡	138,596,382	132,669,057	95.7	3,678,222	3,678,222	100.0	3,371,022	3,371,022	100.0
佐賀	24,265,336	23,639,932	97.4	349,759	349,759	100.0	326,482	326,482	100.0
長崎	39,603,553	38,335,306	96.8	548,588	548,588	100.0	558,706	558,706	100.0
熊本	41,379,412	39,454,703	95.3	741,247	741,247	100.0	720,991	720,991	100.0
大分	33,814,604	32,877,148	97.2	537,230	537,230	100.0	486,816	486,816	100.0
宮崎	29,861,781	28,999,687	97.1	377,905	377,905	100.0	352,500	352,500	100.0
鹿児島	44,845,622	43,248,609	96.4	523,091	523,091	100.0	465,361	465,361	100.0
沖縄	40,000,261	38,524,986	96.3	336,728	336,728	100.0	320,829	320,829	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法人道府県民税			道府県民税利子割			個人事業税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	838,516,070	834,862,088	99.6	55,807,730	55,807,734	100.0	212,497,704	207,352,894	97.6
北海道	19,964,188	19,808,766	99.2	1,549,007	1,549,007	100.0	5,149,636	4,849,080	94.2
青森	3,932,061	3,922,247	99.8	349,452	349,452	100.0	988,265	967,816	97.9
岩手	5,490,067	5,476,616	99.8	301,005	301,005	100.0	1,240,144	1,204,177	97.1
宮城	14,076,676	14,043,524	99.8	558,375	558,375	100.0	3,375,604	3,254,062	96.4
秋田	3,280,389	3,269,228	99.7	277,917	277,917	100.0	832,993	817,429	98.1
山形	4,162,380	4,144,664	99.6	366,404	366,404	100.0	1,145,400	1,103,859	96.4
福島	8,941,254	8,831,769	98.8	523,404	523,404	100.0	2,262,212	2,113,632	93.4
茨城	14,144,877	14,089,512	99.6	995,520	995,520	100.0	3,261,073	3,145,589	96.5
栃木	10,706,261	10,676,055	99.7	694,362	694,362	100.0	2,207,671	2,147,045	97.3
群馬	11,737,904	11,705,642	99.7	706,858	706,858	100.0	2,112,179	2,056,576	97.4
埼玉	26,897,505	26,805,912	99.7	2,583,939	2,583,942	100.0	13,566,472	13,287,625	97.9
千葉	24,452,759	24,286,444	99.3	2,247,269	2,247,269	100.0	8,310,615	8,082,695	97.3
東京都	254,385,126	252,598,886	99.3	9,618,679	9,618,679	100.0	53,732,245	52,821,393	98.3
神奈川県	44,817,985	44,742,616	99.8	3,137,060	3,137,061	100.0	19,240,928	18,867,124	98.1
新潟	9,775,178	9,754,322	99.8	727,931	727,931	100.0	2,243,927	2,182,228	97.3
富山	5,271,985	5,251,816	99.6	461,110	461,110	100.0	1,278,020	1,201,036	94.0
石川	7,011,580	6,965,406	99.3	437,851	437,851	100.0	1,628,153	1,556,945	95.6
福井	4,206,989	4,189,380	99.6	359,611	359,611	100.0	985,486	955,148	96.9
山梨	5,522,268	5,502,531	99.6	288,437	288,437	100.0	1,027,569	995,899	96.9
長野	9,481,910	9,453,908	99.7	820,955	820,955	100.0	2,024,037	1,961,379	96.9
岐阜	9,128,709	9,046,360	99.1	1,119,104	1,119,104	100.0	2,789,807	2,650,145	95.0
静岡	19,762,185	19,713,421	99.8	1,778,700	1,778,700	100.0	5,895,179	5,775,724	98.0
愛知	67,457,002	67,458,892	100.0	4,315,846	4,315,846	100.0	14,294,824	13,974,787	97.8
三重	11,576,928	11,548,741	99.8	958,332	958,332	100.0	2,376,863	2,322,793	97.7
滋賀	8,023,763	8,001,649	99.7	647,992	647,992	100.0	1,541,071	1,486,722	96.5
京都	14,817,798	14,810,850	100.0	1,081,735	1,081,735	100.0	4,083,648	3,992,707	97.8
大阪	77,050,984	76,933,270	99.8	4,920,603	4,920,603	100.0	15,735,513	15,418,196	98.0
兵庫	22,349,772	22,276,304	99.7	2,945,694	2,945,694	100.0	7,305,736	7,139,404	97.7
奈良	3,601,705	3,584,531	99.5	767,277	767,277	100.0	1,353,155	1,331,432	98.4
和歌山	3,538,351	3,532,418	99.8	582,753	582,753	100.0	1,032,212	1,028,759	99.7
鳥取	2,018,143	2,015,107	99.8	262,132	262,132	100.0	539,293	520,223	96.5
島根	2,584,936	2,578,544	99.8	372,512	372,512	100.0	711,190	687,992	96.7
岡山	8,815,008	8,771,261	99.5	873,855	873,855	100.0	1,926,908	1,842,088	95.6
広島	14,751,897	14,697,107	99.6	1,382,273	1,382,273	100.0	3,970,864	3,874,906	97.6
山口	6,753,403	6,745,809	99.9	760,771	760,771	100.0	1,593,966	1,550,570	97.3
徳 島	3,568,274	3,550,617	99.5	381,415	381,415	100.0	584,672	567,813	97.1
香川	5,379,773	5,349,887	99.4	554,653	554,653	100.0	912,281	897,551	98.4
愛媛	6,073,496	6,060,950	99.8	623,472	623,472	100.0	1,339,682	1,278,903	95.5
高知	2,359,559	2,354,632	99.8	439,883	439,883	100.0	846,110	837,569	99.0
福岡	26,902,474	26,703,556	99.3	1,593,161	1,593,161	100.0	7,298,448	7,089,393	97.1
佐賀	3,250,339	3,238,817	99.6	277,470	277,470	100.0	957,166	934,288	97.6
長崎	4,582,124	4,569,415	99.7	384,734	384,734	100.0	1,381,592	1,352,770	97.9
熊本	7,001,069	6,982,207	99.7	499,523	499,523	100.0	2,061,722	2,009,554	97.5
大分	4,483,632	4,441,334	99.1	376,454	376,454	100.0	1,082,334	1,050,680	97.1
宮崎	3,616,023	3,591,508	99.3	239,985	239,985	100.0	1,122,913	1,094,456	97.5
鹿児島	5,530,461	5,492,771	99.3	467,109	467,109	100.0	1,380,054	1,347,834	97.7
沖縄	5,278,921	5,292,886	100.3	195,146	195,146	100.0	1,767,872	1,724,898	97.6

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法 人 事 業 税			地方消費税 (譲渡割)			地方消費税 (貨物割)		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	4,251,416,215	4,243,126,495	99.8	3,583,745,985	3,583,745,985	100.0	1,231,728,748	1,231,728,748	100.0
北 海 道	116,589,286	116,088,631	99.6	110,821,089	110,821,089	100.0	26,055,939	26,055,939	100.0
青 森	24,099,281	24,081,074	99.9	20,785,885	20,785,885	100.0	1,862,982	1,862,982	100.0
岩 手	27,323,191	27,149,044	99.4	21,642,315	21,642,315	100.0	126,275	126,275	100.0
宮 城	73,421,743	73,317,976	99.9	55,020,983	55,020,983	100.0	13,770,505	13,770,505	100.0
秋 田	17,985,344	17,968,686	99.9	14,745,213	14,745,213	100.0	996,579	996,579	100.0
山 形	21,415,488	21,396,284	99.9	19,616,130	19,616,130	100.0	1,044,229	1,044,229	100.0
福 島	58,218,937	57,729,503	99.2	36,301,600	36,301,600	100.0	1,714,837	1,714,837	100.0
茨 城	83,407,488	83,215,521	99.8	50,612,113	50,612,113	100.0	17,909,377	17,909,377	100.0
栃 木	55,523,952	55,449,754	99.9	34,400,520	34,400,520	100.0	313,693	313,693	100.0
群 馬	56,647,607	56,408,294	99.6	41,065,983	41,065,983	100.0	194,959	194,959	100.0
埼 玉	140,657,774	140,486,338	99.9	117,073,650	117,073,650	100.0	455,936	455,936	100.0
千 葉	139,084,214	138,649,797	99.7	95,238,736	95,238,736	100.0	297,967,751	297,967,751	100.0
東 京	1,095,853,301	1,090,658,300	99.5	1,313,449,242	1,313,449,242	100.0	172,903,834	172,903,834	100.0
神 奈 川	262,723,533	263,021,979	99.9	164,380,020	164,380,020	100.0	122,836,310	122,836,310	100.0
新 潟	58,754,008	58,670,443	99.9	48,412,387	48,412,387	100.0	10,697,831	10,697,831	100.0
富 山	29,990,003	29,930,464	99.8	28,031,104	28,031,104	100.0	2,387,076	2,387,076	100.0
石 川	35,497,984	35,373,778	99.7	29,135,327	29,135,327	100.0	2,801,608	2,801,608	100.0
福 井	27,463,256	27,433,417	99.9	18,353,149	18,353,149	100.0	1,050,805	1,050,805	100.0
山 梨	23,564,317	23,513,150	99.8	11,659,714	11,659,714	100.0	102,716	102,716	100.0
長 野	52,673,792	52,585,628	99.8	37,162,226	37,162,226	100.0	127,424	127,424	100.0
岐 阜	49,481,588	49,297,883	99.6	46,711,114	46,711,114	100.0	205,675	205,675	100.0
静 岡	128,872,010	128,777,904	99.9	69,852,860	69,852,860	100.0	15,860,283	15,860,283	100.0
愛 知	334,304,150	334,946,520	100.2	154,500,981	154,500,981	100.0	102,055,186	102,055,186	100.0
三 重	63,994,575	63,924,178	99.9	29,526,375	29,526,375	100.0	25,578,995	25,578,995	100.0
滋 賀	45,179,214	45,127,625	99.9	20,599,806	20,599,806	100.0	130,722	130,722	100.0
京 都	78,754,061	79,145,078	100.5	35,162,468	35,162,468	100.0	861,367	861,367	100.0
大 阪	364,600,743	364,920,959	100.1	353,030,939	353,030,939	100.0	158,691,028	158,691,028	100.0
兵 庫	145,160,575	145,006,458	99.9	98,582,556	98,582,556	100.0	92,316,834	92,316,834	100.0
奈 良	19,054,063	19,016,205	99.8	14,270,664	14,270,664	100.0	4,686	4,686	100.0
和 歌 山	18,471,737	18,462,681	100.0	14,656,242	14,656,242	100.0	3,828,947	3,828,947	100.0
鳥 取	10,746,088	10,729,440	99.8	8,552,230	8,552,230	100.0	450,248	450,248	100.0
島 根	14,568,098	14,545,696	99.8	11,781,334	11,781,334	100.0	494,384	494,384	100.0
岡 山	48,753,290	48,652,994	99.8	38,037,219	38,037,219	100.0	24,872,867	24,872,867	100.0
広 島	84,211,509	84,065,337	99.8	57,322,412	57,322,412	100.0	9,555,193	9,555,193	100.0
山 口	37,318,338	37,308,553	100.0	24,679,107	24,679,107	100.0	22,579,092	22,579,092	100.0
徳 島	17,081,160	16,973,301	99.4	10,448,542	10,448,542	100.0	1,834,775	1,834,775	100.0
香 川	27,786,887	27,712,338	99.7	23,938,691	23,938,691	100.0	3,538,286	3,538,286	100.0
愛 媛	33,000,479	32,982,904	99.9	22,248,998	22,248,998	100.0	8,683,884	8,683,884	100.0
高 知	12,348,562	12,334,312	99.9	12,002,173	12,002,173	100.0	317,192	317,192	100.0
福 岡	138,373,135	137,522,596	99.4	123,105,053	123,105,053	100.0	61,282,909	61,282,909	100.0
佐 賀	17,617,123	17,584,339	99.8	13,764,178	13,764,178	100.0	1,170,615	1,170,615	100.0
長 崎	23,689,858	23,666,565	99.9	20,849,423	20,849,423	100.0	4,838,506	4,838,506	100.0
熊 本	35,111,723	35,063,144	99.9	26,785,992	26,785,992	100.0	958,242	958,242	100.0
大 分	24,509,557	24,350,273	99.4	20,692,199	20,692,199	100.0	9,991,778	9,991,778	100.0
宮 崎	20,944,104	20,845,997	99.5	17,380,306	17,380,306	100.0	345,167	345,167	100.0
鹿 児 島	28,631,963	28,490,925	99.5	25,279,027	25,279,027	100.0	3,745,044	3,745,044	100.0
沖 縄	27,957,127	28,544,229	102.1	22,077,709	22,077,709	100.0	2,216,177	2,216,177	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	不動産取得税			道府県たばこ税			ゴルフ場利用税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	418,173,778	403,623,427	96.5	138,945,009	138,940,643	100.0	43,379,577	43,322,157	99.9
北海道	17,229,697	16,478,705	95.6	7,098,134	7,098,121	100.0	1,496,517	1,491,984	99.7
青森	2,035,010	2,017,798	99.2	1,619,301	1,619,301	100.0	150,084	150,084	100.0
岩手	2,666,354	2,610,123	97.9	1,420,986	1,420,986	100.0	274,290	274,290	100.0
宮城	6,319,193	6,175,994	97.7	2,769,261	2,769,261	100.0	724,736	724,736	100.0
秋田	1,702,465	1,591,947	93.5	1,094,850	1,094,850	100.0	155,551	155,551	100.0
山形	2,336,168	2,297,851	98.4	1,094,747	1,094,747	100.0	117,972	117,972	100.0
福島	4,302,387	4,144,400	96.3	2,397,940	2,397,940	100.0	606,122	596,347	98.4
茨城	6,484,701	6,344,481	97.8	3,384,757	3,384,750	100.0	2,628,197	2,626,490	99.9
栃木	5,248,407	5,175,632	98.6	2,223,788	2,223,788	100.0	2,227,358	2,227,358	100.0
群馬	6,043,617	5,885,199	97.4	2,158,114	2,158,114	100.0	1,164,512	1,164,512	100.0
埼玉	20,208,875	19,779,785	97.9	7,431,064	7,431,123	100.0	2,141,826	2,141,826	100.0
千葉	19,809,473	19,015,946	96.0	6,418,732	6,418,667	100.0	4,359,947	4,359,389	100.0
東京	85,068,036	83,782,473	98.5	16,221,346	16,217,082	100.0	632,476	632,476	100.0
神奈川	31,961,740	29,906,308	93.6	8,756,340	8,756,328	100.0	1,551,724	1,551,724	100.0
新潟	4,827,425	4,694,405	97.2	2,340,652	2,340,750	100.0	542,676	537,145	99.0
富山	2,333,231	2,271,397	97.3	1,091,544	1,091,544	100.0	286,287	286,287	100.0
石川	3,173,799	3,044,762	95.9	1,247,288	1,247,288	100.0	520,539	519,407	99.8
福井	1,841,572	1,795,354	97.5	843,043	843,043	100.0	219,220	219,220	100.0
山梨	1,839,016	1,785,065	97.1	939,011	939,011	100.0	753,473	745,085	98.9
長野	4,892,494	4,789,623	97.9	2,019,208	2,019,208	100.0	848,341	839,016	98.9
岐阜	5,302,961	5,196,947	98.0	1,942,968	1,942,968	100.0	1,673,455	1,671,647	99.9
静岡	11,191,787	10,948,456	97.8	3,813,303	3,813,303	100.0	2,423,441	2,423,441	100.0
愛知	26,461,571	25,834,918	97.6	7,860,017	7,860,017	100.0	1,430,984	1,430,984	100.0
三重	3,973,300	3,903,942	98.3	1,922,895	1,922,895	100.0	1,641,212	1,640,600	100.0
滋賀	4,053,187	3,494,582	86.2	1,426,327	1,426,325	100.0	995,114	988,845	99.4
京都	9,309,743	8,829,608	94.8	2,700,163	2,700,157	100.0	717,219	717,219	100.0
大阪	37,894,661	35,226,648	93.0	11,092,826	11,092,789	100.0	1,341,235	1,339,097	99.8
兵庫	17,913,686	17,268,308	96.4	5,229,778	5,229,780	100.0	3,446,784	3,446,784	100.0
奈良	2,468,761	2,302,193	93.3	1,136,920	1,136,920	100.0	818,423	818,423	100.0
和歌山	1,814,594	1,729,455	95.3	1,049,706	1,049,706	100.0	316,283	316,283	100.0
鳥取	967,875	915,737	94.6	582,296	582,296	100.0	92,553	91,016	98.3
島根	1,017,581	1,001,275	98.4	637,185	637,185	100.0	117,099	116,535	99.5
岡山	4,753,263	4,632,974	97.5	2,002,664	2,002,664	100.0	635,136	635,136	100.0
広島	9,259,929	8,626,198	93.2	2,870,264	2,870,232	100.0	653,932	653,932	100.0
山口	2,926,607	2,897,940	99.0	1,427,511	1,427,511	100.0	456,633	456,633	100.0
徳島	1,956,445	1,912,277	97.7	788,305	788,305	100.0	240,514	240,514	100.0
香川	2,490,718	2,438,876	97.9	1,038,906	1,038,906	100.0	334,548	334,548	100.0
愛媛	3,145,991	3,073,782	97.7	1,413,799	1,413,799	100.0	328,568	328,568	100.0
高知	1,218,316	1,204,627	98.9	806,432	806,432	100.0	227,857	227,857	100.0
福岡	16,951,724	16,426,546	96.9	6,110,045	6,109,960	100.0	1,016,684	1,016,684	100.0
佐賀	1,999,571	1,955,104	97.8	972,975	972,975	100.0	281,260	281,259	100.0
長崎	2,504,861	2,448,399	97.7	1,514,952	1,514,952	100.0	287,157	287,157	100.0
熊本	5,478,280	5,315,095	97.0	1,980,286	1,980,286	100.0	580,583	577,424	99.5
大分	2,564,871	2,539,173	99.0	1,275,430	1,275,430	100.0	336,783	336,783	100.0
宮崎	2,026,309	1,999,595	98.7	1,241,091	1,241,089	100.0	412,365	412,365	100.0
鹿児島	3,833,693	3,663,083	95.5	1,750,500	1,750,500	100.0	396,981	396,598	99.9
沖縄	4,369,833	4,250,441	97.3	1,787,359	1,787,359	100.0	774,926	774,926	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	自動車取得税			軽油引取税			自動車税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	198,239,166	198,229,999	100.0	970,212,968	958,387,549	98.8	1,564,712,858	1,550,445,542	99.1
北海道	9,138,621	9,137,779	100.0	59,519,225	58,788,504	98.8	77,911,100	76,874,160	98.7
青森	2,030,838	2,030,838	100.0	13,862,798	13,823,179	99.7	16,781,842	16,664,550	99.3
岩手	2,060,010	2,060,010	100.0	17,511,683	17,193,190	98.2	17,938,331	17,853,293	99.5
宮城	3,687,403	3,687,269	100.0	27,043,237	27,043,237	100.0	33,518,544	33,269,685	99.3
秋田	1,734,014	1,734,014	100.0	9,542,226	9,541,680	100.0	13,697,667	13,642,182	99.6
山形	1,898,209	1,898,209	100.0	9,728,296	9,728,296	100.0	16,187,751	16,114,257	99.5
福島	3,130,960	3,130,960	100.0	24,221,414	24,136,557	99.6	31,189,551	30,671,766	98.3
茨城	5,249,394	5,249,394	100.0	32,891,604	32,799,317	99.7	51,170,107	50,498,125	98.7
栃木	3,938,941	3,938,941	100.0	22,154,104	22,150,218	99.9	35,325,627	35,183,881	99.6
群馬	3,858,181	3,858,181	100.0	17,498,352	17,498,352	100.0	34,557,517	34,352,498	99.4
埼玉	10,721,967	10,721,967	100.0	51,232,977	51,003,449	99.6	86,459,867	85,758,314	99.2
千葉	8,497,139	8,483,283	99.8	40,664,947	39,999,564	98.4	76,150,012	74,960,234	98.4
東京	18,126,112	18,131,311	100.0	41,441,343	40,112,606	96.8	105,723,536	104,907,817	99.2
神奈川	12,615,960	12,618,074	99.9	42,489,723	40,817,914	96.1	92,560,723	91,783,316	99.2
新潟	3,759,262	3,759,262	100.0	23,717,828	23,670,731	99.8	31,876,406	31,816,624	99.8
富山	1,826,778	1,826,778	100.0	11,618,268	11,319,963	97.4	17,143,677	17,055,700	99.5
石川	2,231,689	2,231,723	100.0	10,460,774	10,397,580	99.4	17,936,264	17,705,341	98.7
福井	1,531,557	1,531,557	100.0	8,417,532	8,417,105	100.0	12,229,651	12,129,722	99.2
山梨	1,393,239	1,393,239	100.0	7,319,415	7,319,415	100.0	13,041,113	12,919,677	99.1
長野	3,914,874	3,914,874	100.0	17,925,734	17,925,734	100.0	32,068,850	31,863,912	99.4
岐阜	3,979,915	3,979,853	100.0	17,369,193	16,915,453	97.4	32,396,348	31,904,769	98.5
静岡	6,703,591	6,703,591	100.0	38,591,827	38,591,827	100.0	54,692,967	54,253,984	99.2
愛知	16,755,440	16,754,704	100.0	61,846,547	60,711,133	98.2	117,347,460	116,383,637	99.2
三重	3,690,457	3,690,457	100.0	22,514,696	22,323,443	99.2	27,745,460	27,610,764	99.5
滋賀	2,483,634	2,483,587	100.0	13,516,619	13,086,519	96.8	18,363,484	18,160,136	98.9
京都	3,838,468	3,838,459	100.0	14,188,766	13,923,253	98.1	25,637,422	25,200,733	98.3
大阪	11,798,138	11,797,582	100.0	48,283,258	47,717,842	98.8	79,429,930	78,471,140	98.8
兵庫	8,291,900	8,291,832	100.0	39,470,450	39,369,345	99.7	62,489,081	61,698,470	98.7
奈良	1,838,810	1,838,810	100.0	7,190,889	6,865,276	95.5	15,478,691	15,218,603	98.3
和歌山	1,485,931	1,485,931	100.0	6,259,549	5,842,284	93.3	11,193,814	11,147,411	99.6
鳥取	889,555	889,555	100.0	4,848,751	4,827,209	99.6	7,045,950	7,025,734	99.7
島根	1,094,288	1,094,288	100.0	5,248,800	5,248,800	100.0	8,194,982	8,155,625	99.5
岡山	3,202,877	3,202,877	100.0	20,147,890	19,827,412	98.4	25,857,729	25,676,873	99.3
広島	4,520,237	4,520,237	100.0	24,494,070	23,951,734	97.8	33,675,025	33,475,352	99.4
山口	2,254,677	2,254,677	100.0	14,142,799	13,872,498	98.1	17,953,503	17,893,647	99.7
徳島	1,021,052	1,021,052	100.0	5,690,677	5,687,457	99.9	10,262,116	10,192,292	99.3
香川	1,424,209	1,424,209	100.0	9,670,672	9,667,564	100.0	13,291,701	13,157,022	99.0
愛媛	1,762,855	1,762,855	100.0	10,488,441	10,488,441	100.0	15,846,683	15,679,949	98.9
高知	897,943	897,943	100.0	4,728,948	4,692,004	99.2	7,909,272	7,838,656	99.1
福岡	7,585,074	7,585,074	100.0	40,794,401	40,083,589	98.3	60,318,535	59,872,826	99.3
佐賀	1,107,163	1,107,163	100.0	9,499,851	9,302,323	97.9	10,376,928	10,334,728	99.6
長崎	1,457,297	1,457,297	100.0	7,433,694	7,364,361	99.1	13,012,800	12,960,135	99.6
熊本	2,484,287	2,484,228	100.0	15,130,761	15,123,330	100.0	22,174,578	22,025,951	99.3
大分	1,581,953	1,581,953	100.0	9,375,742	9,364,556	99.9	14,357,459	14,258,450	99.3
宮崎	1,406,526	1,406,526	100.0	9,532,417	9,373,600	98.3	13,358,930	13,315,612	99.7
鹿児島	1,885,013	1,885,013	100.0	12,542,115	12,542,000	100.0	18,142,357	17,939,602	98.9
沖縄	1,452,728	1,452,583	100.0	7,949,665	7,937,705	99.8	14,691,518	14,568,386	99.2

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	鉦 区 税			固 定 資 産 税			狩 猟 税		
	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合	調 定 額	収 入 額	収入歩合
総 額	339,757	326,987	96.2	10,889,856	10,889,856	100.0	1,662,702	1,662,721	100.0
北 海 道	28,633	27,525	96.1	765,173	765,173	100.0	899,960	899,960	100.0
青 森	3,028	3,028	100.0	101,061	101,061	100.0	4,027	4,027	100.0
岩 手	17,805	17,369	97.6	0	0	0.0	13,381	13,381	100.0
宮 城	2,619	2,619	100.0	0	0	0.0	13,082	13,082	100.0
秋 田	13,904	13,475	96.9	0	0	0.0	1,446	1,446	100.0
山 形	2,970	2,970	100.0	0	0	0.0	3,931	3,931	100.0
福 島	10,544	10,438	99.0	3,480,601	3,480,601	100.0	14,904	14,904	100.0
茨 城	4,456	4,298	96.5	0	0	0.0	42,321	42,321	100.0
栃 木	7,567	7,483	98.9	0	0	0.0	24,839	24,839	100.0
群 馬	1,706	1,706	100.0	0	0	0.0	19,906	19,906	100.0
埼 玉	4,860	4,833	99.4	0	0	0.0	21,412	21,412	100.0
千 葉	41,898	41,898	100.0	0	0	0.0	33,400	33,400	100.0
東 京	2,119	2,119	100.0	0	0	0.0	4,178	4,178	100.0
神 奈 川	1	1	100.0	0	0	0.0	16,657	16,657	100.0
新 潟	47,862	47,782	99.8	0	0	0.0	12,608	12,608	100.0
富 山	777	661	85.1	0	0	0.0	6,192	6,192	100.0
石 川	491	491	100.0	0	0	0.0	12,034	12,034	100.0
福 井	2,235	2,235	100.0	0	0	0.0	11,613	11,613	100.0
山 梨	244	244	100.0	0	0	0.0	14,328	14,328	100.0
長 野	2,658	2,658	100.0	0	0	0.0	23,154	23,154	100.0
岐 阜	20,665	16,331	79.0	0	0	0.0	18,603	18,603	100.0
静 岡	3,931	3,931	100.0	0	0	0.0	38,666	38,666	100.0
愛 知	2,829	2,815	99.5	6,534,143	6,534,143	100.0	12,851	12,851	100.0
三 重	2,965	2,965	100.0	0	0	0.0	22,809	22,809	100.0
滋 賀	7,328	7,328	100.0	0	0	0.0	12,963	12,963	100.0
京 都	591	491	83.1	0	0	0.0	19,485	19,485	100.0
大 阪	40	40	100.0	8,878	8,878	100.0	8,294	8,294	100.0
兵 庫	10,513	10,513	100.0	0	0	0.0	36,654	36,654	100.0
奈 良	738	738	100.0	0	0	0.0	11,616	11,616	100.0
和 歌 山	91	91	100.0	0	0	0.0	16,660	16,660	100.0
鳥 取	734	734	100.0	0	0	0.0	5,843	5,843	100.0
島 根	1,153	1,153	100.0	0	0	0.0	11,998	11,998	100.0
岡 山	10,811	10,745	99.4	0	0	0.0	17,607	17,607	100.0
広 島	4,450	4,450	100.0	0	0	0.0	24,691	24,691	100.0
山 口	9,128	9,128	100.0	0	0	0.0	11,951	11,951	100.0
徳 島	1,289	1,289	100.0	0	0	0.0	13,357	13,357	100.0
香 川	12	12	100.0	0	0	0.0	4,595	4,595	100.0
愛 媛	3,627	3,043	83.9	0	0	0.0	26,024	26,024	100.0
高 知	7,102	7,102	100.0	0	0	0.0	21,541	21,541	100.0
福 岡	5,488	4,624	84.3	0	0	0.0	18,750	18,750	100.0
佐 賀	231	231	100.0	0	0	0.0	9,508	9,508	100.0
長 崎	3,755	3,755	100.0	0	0	0.0	8,568	8,568	100.0
熊 本	9,292	8,852	95.3	0	0	0.0	20,084	20,084	100.0
大 分	10,670	10,670	100.0	0	0	0.0	22,687	22,687	100.0
宮 崎	6,204	6,204	100.0	0	0	0.0	24,679	24,698	100.1
鹿 児 島	11,967	8,372	70.0	0	0	0.0	26,058	26,058	100.0
沖 縄	7,777	7,548	97.1	0	0	0.0	2,788	2,788	100.0

(単位：千円，%)

区分 都道府県名	法定外普通税			法定外目的税			旧法による税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
総 額	47,909,350	47,909,350	100.0	11,010,625	10,669,751	96.9	652,690	32,797	5.0
北海道	50,143	50,143	100.0	846,219	845,619	99.9	315	129	41.0
青森	20,051,937	20,051,937	100.0	90,102	90,102	100.0	0	0	0.0
岩手	0	0	0.0	93,063	93,063	100.0	0	0	0.0
宮城	105,595	105,595	100.0	455,333	455,333	100.0	34	34	100.0
秋田	0	0	0.0	180,663	180,663	100.0	2,236	408	18.3
山形	0	0	0.0	148,939	148,939	100.0	0	0	0.0
福島	0	0	0.0	518,168	518,168	100.0	0	0	0.0
茨城	1,230,614	1,230,614	100.0	0	0	0.0	1,694	300	17.7
栃木	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
群馬	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
埼玉	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
千葉	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
東京都	0	0	0.0	2,667,238	2,667,238	100.0	174	0	0.0
神奈川	0	0	0.0	0	0	0.0	6	6	100.0
新潟	3,209,844	3,209,844	100.0	146,784	146,784	100.0	0	0	0.0
富山	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石川	770,452	770,452	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福井	12,182,842	12,182,842	100.0	0	0	0.0	0	0	0.0
山梨	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
長野	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
岐阜	0	0	0.0	12,121	12,121	100.0	67,067	2,430	3.6
静岡県	1,240,416	1,240,416	100.0	0	0	0.0	85,294	720	0.8
愛知	0	0	0.0	556,505	556,505	100.0	2,893	200	6.9
三重	0	0	0.0	500,925	500,925	100.0	0	0	0.0
滋賀	0	0	0.0	23,918	23,918	100.0	0	0	0.0
京都	0	0	0.0	198,378	198,378	100.0	1,457	325	22.3
大阪	0	0	0.0	756,407	756,408	100.0	491,054	28,065	5.7
兵庫県	0	0	0.0	0	0	0.0	53	0	0.0
奈良	0	0	0.0	135,244	135,244	100.0	0	0	0.0
和歌山	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
鳥取	0	0	0.0	8,276	8,276	100.0	0	0	0.0
島根	743,366	743,366	100.0	267,123	267,123	100.0	0	0	0.0
岡山	0	0	0.0	636,913	600,756	94.3	0	0	0.0
広島	0	0	0.0	596,839	596,839	100.0	0	0	0.0
山口	0	0	0.0	241,412	241,412	100.0	0	0	0.0
徳島	0	0	0.0	0	0	0.0	413	180	43.6
香川	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
愛媛	1,485,919	1,485,919	100.0	268,612	268,612	100.0	0	0	0.0
高知	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
福岡	0	0	0.0	184,566	180,547	97.8	0	0	0.0
佐賀	3,802,529	3,802,529	100.0	103,805	103,805	100.0	0	0	0.0
長崎	0	0	0.0	62,817	62,817	100.0	0	0	0.0
熊本	0	0	0.0	117,662	117,662	100.0	0	0	0.0
大分	0	0	0.0	713,070	412,971	57.9	0	0	0.0
宮崎	0	0	0.0	249,377	249,377	100.0	0	0	0.0
鹿児島	2,021,242	2,021,242	100.0	192,198	192,198	100.0	0	0	0.0
沖縄	1,014,451	1,014,451	100.0	37,948	37,948	100.0	0	0	0.0

14 県税の税率等の推移（その1）

税目		年度	29	30	31	32	33
県民税	個人	税率	(創設) 均等割 年 100円 所得割 所得税の5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%
	法人	税率	(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5%	法人税割 5.4%			
事業税	事業主 控除等		基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円		
	個人	税率	第1種事業 8% 第2種事業 } 第3種事業 } 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
	事業 専従者 控除等		特別所得税が事業税の第3 種事業とされた				事業専従者控除 (青色)年8万円
	法人	税率	普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超及び清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5% 特別法人 8%			普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超及び 清算所得 12%	
業	その他		生命保険事業を収入金額課 税とし、運送業（地方鉄軌 道事業を除く）を所得課税 とした	損害保険事業 を収入金額課 税とした		地方鉄軌道事業を所 得課税とした	
不動産 取得税		税率	(創設) 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円			
県たばこ 税 (県たばこ消費税)		税率	$\frac{5}{115}$		税率 8%		

34	37	39	40	41
所得割 8%	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%			分離課税に係る所得割は当分の間算出税額の 90%
			法人税割 5.5%	法人税割 5.8%
基礎控除 年 20万円	事業主控除と名称変更	事業主控除 年 22万円	事業主控除 年 24万円	事業主控除 年 25万円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%			
	事業専従者控除 (白色) 年 5万円			事業専従者控除 (青色) 年 10万円 (白色) 年 6万円
普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%	普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8%	普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超及び 清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%		
		(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円		
	税率 9%			

税目		年度	42	43	44	45	46	47
県 民 税	個人	税率				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47年度 1.3% (ロ) 48, 49年度 1.6% (ハ) 50, 51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額		
	法人	税率	均等割 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円 上記法人以外の法人等 年600円			法人税割 5.6%		
	個人	事業主 控除等 税率	事業主控除 年27万円			事業主控除 年32万円	事業主控除 年36万円	事業主控除 年60万円
事 業 税	個人	事業専従者 控除等	事業専従者 控除 (青色) 年12万円 (白色) 年8万円	事業専従者 控除 (青色) 年17万円 (白色) 年11万円	事業専従者 控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年15万円			事業専従者 控除 (白色) 年 16万5千円
	法人	税率						
	個人	その他						
不動産取得税								
県たばこ税 (県たばこ消費税)		税率10.3%						

48	49	50	51
	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50, 51年度 1.6%</p> <p>(3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)</p>		<p>均等割 年額 300円</p> <p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人等 年額1,800円</p> <p>法人税割 6.2% (中小法人等…5.2%)</p>
	<p>法人税割 5.2%</p>		
<p>事業主控除 年80万円</p>	<p>事業主控除 年150万円</p>	<p>事業主控除 年180万円</p>	<p>事業主控除 年200万円</p>
<p>事業専従者控除 (白色) 年17万円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年19万2千5百円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年27万5千円</p>	<p>事業専従者控除 (白色) 年40万円</p>
	<p>普通法人 年350万円以下 6% 年350万円超700万円以下 9% 年700万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8%</p> <p>〔ただし、昭和49年5月1日から昭和50年4月30日までの間に終了する法人については次による〕</p> <p>普通法人 年300万円以下 6% 年300万円超600万円以下 9% 年600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超及び清算所得 8%</p>		
<p>(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円</p>			

税目		年度	52	53
県民	個人	税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	
			<p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下である法人 年額 2,000円</p>	<p>均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p>
事業	個人	事業主控除等	事業主控除 年220万円	
		税率		
	事業専従者控除等			
	法人	税率		
		その他		
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

55	56
<p>均等割 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（55～57年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が、4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（56年度までの適用期限を廃止）</p>
	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円</p> <p>法人税割 6.0%（中小法人等…5.0%）</p>
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については 3% 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する〕</p>

税目		年度	58	59
県 民 人 税	個 人	税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	
	法 人	税率	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円</p>	<p>均等割</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円</p> <p>(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円</p>
事業 税	個 人			
	法 人			
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	60	61	62
県 民 税	個人	税率	均等割 年額700円	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>(a) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(b) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額</p>	
		法人	税率		
	事業	個人	事業主控除等		事業主控除年240万円
			税率		
	業	法人	事業専従者控除等		事業専従者控除(白色)年45万円
			税率		
税	法人	税率			
		その他			
不動産取得税				住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成元年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税(県たばこ消費税)		昭和60.4.1以降の売渡し等分税率	従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき200円 〔ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき160円を加算〕	従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和62年12月31日まで延長 従量割の税率の引上げ等の特例措置について、昭和63年3月31日まで延長

税目		年度	63	元
県	個人	税率	所得割	所得割
			(1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4%	(1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4%
			(2) 超短期所有土地の譲渡等に係 る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の 課税事業所得等の金額に対す る税額の120%相当額	(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住 宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市 街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (3) 土地建物等の譲渡所得に対す る税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住 宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市 街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止
法人	税率			
	利子割	税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	
事業	個人	事業主 控除等		
		税率		
		事業 専従者 控除等	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業専従者 年 600,000円 その他の事業専従者 年 450,000円	特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等 1,000万円以上の法人の所得 8% 〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 9%〕
法人	税率			
	その他			
不動産取得税				住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4 年6月30日まで3年間延長された
県たばこ税 (県たばこ消費税)			従量割の税率の引上げ等の特例措置 について平成元年3月31日まで延長	名称が道府県たばこ税に変更された 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

2	3	4
<p>所得割</p> <p>(1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>(2) 資産合算課税制度の廃止</p> <p>(3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成5年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 550万円以下の金額 2%</p> <p>550万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成10年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 4%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成9年度) 1.6%</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 (経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用)</p>
	<p>法人税割 5.8%</p> <p>(中小法人等…5.0%)</p>	
<p>事業専従者控除 (白色)</p> <p>配偶者である事業専従者 年800,000円</p> <p>その他の事業専従者 年470,000円</p>		
		<p>住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された</p>

税目		年度	5	6
県 民	個人	税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 みなし法人課税制度廃止</p>
		法人		<p>均等割 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円</p>
	利子割	税率		
事業 税	個人	事業主控除等	事業主控除 年 270万円	
		税率		
	法人	事業専従者控除等		
		税率		
法人	その他			
不動産取得税				<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置を講ずることとされた</p>
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

税目		年度	7	8	9
県民税	個人	税率	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%	均等割 年額 1,000円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額
			法人税率		
	利子割	税率			
	事業税	事業主控除等	税率		
事業専従者控除等			事業専従者控除(白色) 配偶者である事業専従者 年 860,000円 その他の事業専従者 年 500,000円		
法人		税率 その他			
地方消費税	(創設) 平成9年4月1日から施行			1 譲渡割 一定税率 100分の25 2 貨物割 一定税率 100分の25	
不動産取得税	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された		宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた	
県たばこ税(県たばこ消費税)				平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	

税目		年度	10	11
県民税	個人	所得割	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>
		税率		
	法人	税率		
	利子割	税率		
事業税	個人	事業主控除等		事業主控除 年 2,900,000円
		税率		
	法人	事業専従者控除等		
		税率		
業税	法人	普通法人	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 11%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p>
		特別法人	<p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については年10億円超 7.9%〕</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p>
	その他			
地方消費税				
不動産取得税			住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された	
県たばこ税 (県たばこ消費税)				平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

12	13	14	15
<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%</p>		<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率(平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>
<p>宅地及び宅地比準土地の取得が、平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>	<p>住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長された</p>		<p>税率 4% 〔ただし、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた不動産の取得については標準税率を3%とする特例措置が講じられた〕 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15年1月1日から平成17年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた</p>
			<p>平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円</p>

税目		年度	16
県民税	個人	所得割	
		(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1% ※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (~平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6% (創設(平成16年1月～))	
		配当割 上場株式等の配当等に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等) に係る税率 3%	
		株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の) 譲渡による所得に係る税率 3%	
法人	税率		
利子割	税率		
事業	個人	事業主控除等	
		税率	
	法人	事業専従者控除等	
		税率	
法人	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 3.8% 年400万円超800万円以下 5.5% 年800万円超及び清算所得 7.2% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超800万円以下 7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所得割 年400万円以下 5% 年400万円超及び清算所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年] 10億円超 7.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6% [ただし、一定の協同組合等については年] 10億円超 7.9% 収入金額課税法人 収入割 1.3%	
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

17	18
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場 合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>	
	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置に ついては平成21年3月31日まで3年間延長された 住宅以外の家屋に係る税率の特例措置につい ては平成18年4月1日から平成20年3月31日ま での2年間に限り、標準税率を3.5%とする 経過措置を講じたうえ廃止された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成21年3月31日まで延長された</p>
	<p>平成18年7月1日以降の売渡し等分</p> <p>税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円</p>

税目		年度	19
県 民 人 税	個 人 税	所得割 税率	所得割
			(1) 一律 4%
			(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率
			(イ) 長期譲渡所得 2%
			(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)
			① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
			(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得
			① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%
			② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額と の合計額
(ニ) 短期譲渡所得			
① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%			
② 国等に対する譲渡である場合 2%			
(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%			
上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%			
(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%			
(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率			
①又は②のいずれか多い金額			
① 4.8%			
② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)			
法人	税率		
利子割	税率		
事 業 人 税	個 人	事業主 控除等	
		税率	
	事 業 専 従 者 控 除 等		
	法 人	税率	
	その他		
地方消費税			
不動産取得税			
県たばこ税 (県たばこ消費税)			

20	21
<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 （平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率） 5% 3%）</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%）</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成21年度） 1.2%</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等に係る配当等に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%〕</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>〔平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%〕</p>
<p>右に掲げる法人以外の法人 （資本金等1億円超の法人）</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.9%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%</p>	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超800万円以下 4.0%</p> <p>年800万円超及び清算所得 5.3%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%〕</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7%</p>
<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用</p>	<p>税率 4%</p> <p>〔ただし住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長された〕</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長された</p>

税目		年度		22	23
税	県民	個人	税率		配当割 〔上場株式等の配当に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)〕 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% 〔(平成24年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)〕
			法人	税率	
	利子割	税率			
	事業	個人	事業主控除等		
税率					
事業従事者控除等					
業	法人	税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 1.5% 年400万円超800万円以下 2.2% 年800万円超 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超800万円以下 4.0% 年800万円超 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所得割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 〔については年10億円超 4.3%〕 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% 〔ただし、一定の協同組合等に〕 〔については年10億円超 4.3%〕 収入金額課税法人 収入割 0.7%	
		その他			
地方消費税					
不動産取得税					
県たばこ税 (県たばこ消費税)		平成22年10月1日以降の売渡し等分			
		税率	紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円		

24	25
<p>所得割 退職所得に係る10%の税額控除の廃止 (平成25年1月1日以降に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>
<p>税率 4% 〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する</p>	
	<p>平成25年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>

税目		年度	26	
県民税	個人	税率	均等割 標準税率 (平成26年度～平成35年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額〕	
			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成29年3月31日までの譲渡)	
			配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当割) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)	
税	法人	税率	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
	利子割	税率		
	事業主 控除等	税率		
事業	個人	税率	事業主控除等	
			事業専従者控除等	
			法人	
税	個人	税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資本割 0.2% 所得割 年400万円以下 2.2% 年400万円超800万円以下 3.2% 年800万円超 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.3%	
			所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超800万円以下 5.1% 年800万円超 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 6.7%	
			特別法人 所得割 年400万円以下 3.4% 年400万円超 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 4.6% 〔ただし、一定の協同組合等については〕 年10億円超 5.5% 収入金額課税法人 収人割 0.9%	
	その他		※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	
地方消費税	1 譲渡割 一定税率	63分の17		
	2 貨物割 一定税率	63分の17		
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)				

27	28	29
<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成27年度～) 2%</p> <p>※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2%</p> <p>※軽減税率は平成26年度まで</p>		<p>所得割</p> <p>(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p> <p>(3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 (平成29年度～) 2%</p>
<p>資本金等1億円超の法人 付加価値割 0.72% (0.96%)</p> <p>資本割 0.3% (0.4%)</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 1.6% (0.9%)</p> <p>年400万円超800万円以下 2.3% (1.4%)</p> <p>年800万円超 3.1% (1.9%)</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (1.9%)</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 0.3%</p> <p>年400万円超800万円以下 0.5%</p> <p>年800万円超 0.7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7%</p>	
<p>※平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用。下段()内の税率については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	<p>※平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	
<p>税率4%</p> <p>〔ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。〕 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>平成28年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円</p>	<p>平成29年4月1日以降の売渡し等分税率</p> <p>紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき551円</p>

税目		年度	30
県民税	個人	所得割（指定都市の存する区域の場合）	
		(1) 一律 2%	
		(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率	
		(イ) 長期譲渡所得	1%
個人	税率	(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成32年度）	
		① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合	0.8%
		② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合	
		16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額	
個人	税率	(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得	
		① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合	0.8%
		② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合	
		48万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額	
個人	税率	(ニ) 短期譲渡所得	
		① 国等に対する譲渡以外である場合	1.8%
		② 国等に対する譲渡である場合	1%
		(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率	1%
個人	税率	(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率	1%
		(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率	1%
		(6) 先物取引等に係る雑所得に対する税率	1%
		(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率	1%
個人	税率	①または②のいずれか多い金額	
		① 2.4%	
		② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額	
		(ただし、平成32年3月31日までの譲渡については特例不適用)	
事業	個人	事業主控除等	
		税率	
事業	法人	事業専従者控除等	
		税率	
地方消費税	個人	その他	
		税率	
不動産取得税		税率4%	
県たばこ税 (県たばこ消費税)		平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率	平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率
		紙巻たばこ等 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円	紙巻たばこ等 1,000本につき930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円

法人税割			
標準税率			1.0%
制限税率			2.0%
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用			
資本金の額又は出資金の額1億円超の法人		所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	1.2%	所得割	
資本割	0.5%	年400万円以下	3.5%
所得割		年400万円超800万円以下	5.3%
年400万円以下	0.4%	年800万円超	7%
年400万円超800万円以下	0.7%	3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	7%
年800万円超	1%	特別法人	
3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	1%	所得割	
		年400万円以下	3.5%
		年400万円超	4.9%
		〔一定の協同組合等については	
		年10億円超	5.7%〕
		3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得	4.9%
		〔一定の協同組合等については	
		年10億円超	5.7%〕
		収入金課税法人	
		収入割	1%
※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用			
1	譲渡割	一定税率	78分の22
2	貨物割	一定税率	78分の22
(平成31年10月～)			
平成31年10月1日以降の売渡し等分			
税率			
紙巻たばこ等		1,000本につき930円	
旧3級品の紙巻たばこ		1,000本につき930円	

税目		年度	32	33
県 民 税	個 人	税率		
		法人	税率	
		利子割	税率	
事 業 税	個 人	事業主 控除等		
		税率		
	法 人	事業 専従者 控除等		
		税率		
地方消費税				
不動産取得税				
県たばこ税 (県たばこ消費税)		平成32年10月1日以降の売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	平成33年10月1日以降の売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円	

県税の税率等の推移（その2）

税目	年度	29	30	32	36	37
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		<p>入場税を国税に移譲し, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとした。</p> <p>(1) 料金課税の税率 舞踊場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10%</p> <p>(2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円</p>		<p>ゴルフ場に対し定額課税を採用した 1人1日 200円</p>	<p>(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15%</p> <p>(2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円</p>	<p>料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%</p>
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		<p>芸者等の花代 100% カフェー・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10%</p> <p>(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円 1品価格 50円以下</p>	<p>芸者等の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェー・バー等 15% 上記以外の飲食 15%</p> <p>1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10%</p> <p>宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10%</p> <p>(免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下</p> <p>(基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用</p>	<p>芸者等の花代及び カフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外 の飲食 10%</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下</p>	<p>◎ 名称を料理 飲食等消費税 に変更した</p> <p>(免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下</p>	<p>(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む) 10% (旅館における基礎控除) 800円</p>

税目	年度	41	44	46	47	48	49
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税, 地 方税として の入場税を 含む。)		(1) ゴルフ場の 定額課税の税 率 1人1日 600円 (2) (1)のうちゴ ルフ場所在市 町村に対して 1/6交付		ゴルフ場所在市 町村に対して 1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ 場に類する施 設を含む。)に 対する課税を定 額課税に統一 1人1日 600円	(1) ゴルフ場 (ゴルフ場に 類する施設を 含む。)の税 率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所 在市町村に対 して 1/2交付	
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税, 遊興飲食税)		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店 等における特定 の奉仕料(料金の 10%以下等) は課税標準から 控除することと した	(税率) 1人1回の消費 金額 10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における 基礎控除) 1,000円		(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館におけ る基礎控除) 1,500円

50	52	53	57	58	元
	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円			(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された (3) 税率 1人1日800円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して 7/10交付
(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された(税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止

税目	年度	3	9	12
ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税)				
特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税)	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂に おける免税点の廃 止 (交付金) 旅館・飲食店等所 在市町村に対して 1/5の範囲内で交 付	(交付金) 旅館・飲食店 等所在市町村 に対して1/2 の範囲内で交 付	平成12年 4月1日 から廃止	

県税の税率等の推移（その3）

税目	年度	27	28	29	30	31	32	
自動車税			普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円			トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた	
軽油引取税						(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	
その他	附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された 漁業権税が廃止された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された 狩猟者税の税率が改正された	附加価値税は廃止された	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された				

税目	年度	33	34	36	37	38	39
自動車税		二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税の課税客体とした		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 15,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円		
軽油引取税			税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円			税率 1キロリットル 15,000円
その他		狩猟者税の税率が改正された				狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された	

40	41	43	44	46	47	49
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円					バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	
	(鉱区税) 石油又は天然 ガスの鉱区に 係る税率が現 行(試掘90円 採掘180円)の 2/3に引き下 げられた	自動車取得税 (目的税)が創 設され法定外 普通税として の自動車取得 税が廃止され た 税率 3% 免税点10万円	自動車取得税 の免税点 15万円	狩猟免許税の 税率が改正さ れた 入猟税の税率 が改正された	自動車取得税 の税率 自家用自動車 で軽自動車以 外のもの5% 自動車取得税 の免税点 30万円 (2年度間の 暫定措置)	

税目	年度	51	52	53	54
自動車税		普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円			普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円
軽油引取税		税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の暫定税率)		暫定税率が 2年度間延 長された	税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率) 昭和54年6月1日から実施
その他		自動車取得税の暫定措置をさら に2年度間延長	鉾区税 } 税率が改正 狩猟免許税 } された(現 入 猟 税 } 行の2倍)	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2年度間延 長された	狩猟免許税の名称が狩猟者登 録税に改められた

55	58	59	60	63
		普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円		
	暫定税率が2年度 間延長された		暫定税率が3年度 間延長された	暫定税率が5年度 間延長された
自動車取得税の暫 定措置がさらに3 年度間延長された	鉦区税，狩猟者登 録税及び入猟税の 税率がそれぞれ現 行の1.1倍程度に 改正された 自動車取得税の暫 定措置がさらに2 年度間延長された		自動車取得税の暫 定措置がさらに3 年度間延長された	自動車取得税の暫 定措置がさらに5 年度間延長された

税目	年度	元	2	5	10
自動車税	乗用車				
	自家用				
	1リットル以下	29,500円			
	1リットル超1.5リットル以下	34,500円			
	1.5リットル超2リットル以下	39,500円			
	2リットル超2.5リットル以下	45,000円			
	2.5リットル超3リットル以下	51,000円			
	3リットル超3.5リットル以下	58,000円			
	3.5リットル超4リットル以下	66,500円			
	4リットル超4.5リットル以下	76,500円			
	4.5リットル超6リットル以下	88,000円			
	6リットル超	111,000円			
	営業用				
	1リットル以下	7,500円			
	1リットル超1.5リットル以下	8,500円			
1.5リットル超2リットル以下	9,500円				
2リットル超2.5リットル以下	13,800円				
2.5リットル超3リットル以下	15,700円				
3リットル超3.5リットル以下	17,900円				
3.5リットル超4リットル以下	20,500円				
4リットル超4.5リットル以下	23,600円				
4.5リットル超6リットル以下	27,200円				
6リットル超	40,700円				
	普通自動車と小型自動車（三輪車を除く）との車種区分を廃止した				
軽油引取税				税率 1キロリットル32,100円 (平成10年3月31日までの暫定税率)	暫定税率が5年度間延長
その他			自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された

トラック（三輪の小型自動車を除く。）

営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）

1 トン以下	6,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円
1 トン超 2 トン以下	9,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円
2 トン超 3 トン以下	12,000円	7 トン超 8 トン以下	29,500円
3 トン超 4 トン以下	15,000円	8 トン超	29,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 4,700円を加算した額
4 トン超 5 トン以下	18,500円		

自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）

1 トン以下	8,000円	5 トン超 6 トン以下	30,000円
1 トン超 2 トン以下	11,500円	6 トン超 7 トン以下	35,000円
2 トン超 3 トン以下	16,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円
3 トン超 4 トン以下	20,500円	8 トン超	40,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 6,300円を加算した額
4 トン超 5 トン以下	25,500円		

けん引自動車

営業用

小型自動車	7,500円
普通自動車	15,100円

自家用

小型自動車	10,200円
普通自動車	20,600円

被けん引自動車

営業用

小型自動車	3,900円
普通自動車で 8 トン以下のもの	7,500円
普通自動車で 8 トン超のもの	7,500円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800円を加算した額

自家用

小型自動車	5,300円
普通自動車で 8 トン以下のもの	10,200円
普通自動車で 8 トン超のもの	10,200円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100円を加算した額

※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた額を加算した額

営業用

1 リットル以下	3,700円
1 リットル超 1.5 リットル以下	4,700円
1.5 リットル超	6,300円

自家用

1 リットル以下	5,200円
1 リットル超 1.5 リットル以下	6,300円
1.5 リットル超	8,000円

バス（三輪の小型自動車を除く。）

営業用

一般乗合用

30人以下	12,000円
30人超 40人以下	14,500円
40人超 50人以下	17,500円
50人超 60人以下	20,000円
60人超 70人以下	22,500円
70人超 80人以下	25,500円
80人超	29,000円

一般乗合用以外

30人以下	26,500円
30人超 40人以下	32,000円
40人超 50人以下	38,000円
50人超 60人以下	44,000円
60人超 70人以下	50,500円
70人超 80人以下	57,000円
80人超	64,000円

自家用

30人以下	33,000円
30人超 40人以下	41,000円
40人超 50人以下	49,000円
50人超 60人以下	57,000円
60人超 70人以下	65,500円
70人超 80人以下	74,000円
80人超	83,000円

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された
(平成15年4月16日施行)

税目	年度	15	16	18	19
自動車税				制限税率が引き上げられた。 (標準税率の1.5倍)	
軽油引取税		暫定税率が5年度間延長された			
その他		自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された</p> <p>1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>		<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された</p> <p>1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円</p> <p>3. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

20	21	22	25	26	27
暫定税率が10年度間延長された	目的税から普通税に改められた	10年間の暫定税率が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 1キロリットル 32,100円			
対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合には、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた 自動車取得税の暫定措置がさらに10年間延長された	自動車取得税が目的税から普通税に改められた	自動車取得税の10年間の暫定措置が廃止され、当分の間現行の税率水準を維持するとされた 自家用自動車で軽自動車以外のもの 5%	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が3年度延長された	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前1年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率2分の1

税目	年度	31																												
自動車	環境性能割	<p>自動車税環境性能割の導入 平成31年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。</p> <p>〔平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が平成31年10月1日に変更された。〕</p> <p>〔乗用車〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx 10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車</td> <td>平成32年度燃費基準+20%達成</td> <td rowspan="2">100分の1</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準+10%達成</td> </tr> <tr> <td>平成32年度燃費基準達成</td> <td>100分の2</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記以外の車</td> <td>100分の3</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td>100分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx 50%低減（★★★）又はH17規制からNOx 75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区 分		税 率				自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx 10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税	非課税	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	平成32年度燃費基準+20%達成	100分の1		平成32年度燃費基準+10%達成	平成32年度燃費基準達成	100分の2	100分の0.5	上記以外の車		100分の3	100分の1				100分の2
	区 分		税 率																											
		自家用	営業用																											
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx 10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税	非課税																											
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	平成32年度燃費基準+20%達成	100分の1																												
	平成32年度燃費基準+10%達成																													
	平成32年度燃費基準達成	100分の2	100分の0.5																											
上記以外の車		100分の3	100分の1																											
			100分の2																											
税種別割	<p>自動車税環境性能割の導入に伴い、平成31年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。</p> <p>平成31年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。</p> <p>乗用車 自家用</p> <table border="1"> <tbody> <tr><td>1リットル以下</td><td>25,000円</td></tr> <tr><td>1リットル超1.5リットル以下</td><td>30,500円</td></tr> <tr><td>1.5リットル超2リットル以下</td><td>36,000円</td></tr> <tr><td>2リットル超2.5リットル以下</td><td>43,500円</td></tr> <tr><td>2.5リットル超3リットル以下</td><td>50,000円</td></tr> <tr><td>3リットル超3.5リットル以下</td><td>57,000円</td></tr> <tr><td>3.5リットル超4リットル以下</td><td>65,500円</td></tr> <tr><td>4リットル超4.5リットル以下</td><td>75,500円</td></tr> <tr><td>4.5リットル超6リットル以下</td><td>87,000円</td></tr> <tr><td>6リットル超</td><td>110,000円</td></tr> </tbody> </table>	1リットル以下	25,000円	1リットル超1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超2リットル以下	36,000円	2リットル超2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超3リットル以下	50,000円	3リットル超3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超4リットル以下	65,500円	4リットル超4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超6リットル以下	87,000円	6リットル超	110,000円									
1リットル以下	25,000円																													
1リットル超1.5リットル以下	30,500円																													
1.5リットル超2リットル以下	36,000円																													
2リットル超2.5リットル以下	43,500円																													
2.5リットル超3リットル以下	50,000円																													
3リットル超3.5リットル以下	57,000円																													
3.5リットル超4リットル以下	65,500円																													
4リットル超4.5リットル以下	75,500円																													
4.5リットル超6リットル以下	87,000円																													
6リットル超	110,000円																													
軽油引取税																														
その他	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された 平成31年10月1日に自動車取得税を廃止</p>																													